

## 居宅介護支援重要事項説明書

### 1 居宅介護支援事業者(法人)の概要

名称・法人種別	StarQケア株式会社
代表者名	中村 勝喜
所在地・連絡先	(所在地)東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティ AIR (電話)050-2000-5071

### 2 事業所の概要

#### (1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	スタークケアプランセンター伏見
所在地・連絡先	(所在地)京都市伏見区鍋島町22-1 プレスト桃山1F (電話) 075-621-9088(転送設定あり:24時間対応) (FAX) 075-621-9087
事業所番号	2670918701
管理者の氏名	間 苧谷 将義

#### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後の 人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者 (介護支援専門員兼務)	1	1	0	1	運営管理 居宅介護支援
介護支援専門員	3	3	0	3	居宅介護支援
事務職員等	0	0	0	0	

#### (3)通常の実業の実施地域

通常の実業の実施地域	京都市伏見区
------------	--------

上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (4)営業日等

営業日	営業時間
月曜日～金曜日	09:00～18:00 *勤務時間は業務の都合により変更することがあります。

営業しない日	土曜・日曜日・祝祭日・12月29日～01月3日 *業務上必要がある場合は休日を他の日に振り替えることがあります
--------	--

### 3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- ア 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- イ 要介護等認定の申請代行
- ウ 給付管理業務
- エ 関係各所との連絡調整
- オ 相談業務全般
- カ 居宅訪問

### 4 費用

#### (1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1箇月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。

・当事業所の地域区分は5級地です。(単価 :10.7円)

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
I	45件未満	11,620円/月	15,097円/月
II	45件以上60件未満	5,820円/月	7,532円/月
III	60件以上	3,456円/月	4,515円/月

※IIとIIIについて:45件以上の部分について算定

・加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金
初回加算	300単位	3,210円/月
特定事業所加算I	519単位	5,553円/月
特定事業所加算II	421単位	4,504円/月
特定事業所加算III	323単位	3,456円/月
特定事業所加算A	114単位	1,219円/月
入院時情報提供加算I	250単位	2,675円/月
入院時情報提供加算II	200単位	2,140円/月
退院・退所加算Iイ	450単位	4,815円/月
退院・退所加算Iロ	600単位	6,420円/月
退院・退所加算IIイ	600単位	6,420円/月
退院・退所加算IIロ	750単位	8,025円/月
退院・退所加算III	900単位	9,630円/月
通院時情報連携加算	50単位	535/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,140円/月
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	4,280円/月

#### (2)交通費

交通費は無料です。

#### (3)利用料等のお支払い方法

指定する口座にお振込み頂きます。

## 5 事業の目的

利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮し、また利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき適切なサービスが多様な事業から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

## 6 当事業所の運営方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業の運営に当たります。
- (2) 利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、その事業所を計画に位置付けた理由を求めることができます。
- (3) 医療系サービス等ご利用の場合は主治医等に意見を求め、この主治医等に対してケアプランを交付します。
- (4) ご入院の際は担当ケアマネージャーの氏名、連絡先等を入院先医療機関にお伝え下さい。  
介護サービス利用状況等について、状況により関係医療機関に情報伝達を行います。
- (5) ケアマネージャーは障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。

## 7 その他

### (1) 従業員研修

従業員研修 採用時2ヶ月以内 継続研修年1回以上実施します。

### (2) アセスメント及び事後評価

利用者の直面している課題等を評価し、利用者の説明の上、ケアプランを作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価して、その結果を書面に記載して利用者へ説明のうえ交付します。

## 8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 間苧谷 将義 ご利用時間 09:00～18:00 ご利用方法 電話(075-621-9088)
京都市伏見区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-611-1162
京都市伏見区役所深草支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-642-3876
京都市伏見区役所醍醐支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-571-6747
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号:075-354-9011

## 9 緊急・事故対応

### (1) 緊急時の対応方法

サービスの提供中等に容態の変化等が発生した場合には、主治医、救急隊、ご家族等に連絡を致します。

### (2) 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族、及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

## 10 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者、その家族に関する秘密の保持について、事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

事業者は、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

## 11 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	(管理者・間苧谷 将義)
--------------	--------------

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

事業所担当者：管理者・間苧谷 将義	TEL 075-621-9088 受付時間 09：00～18：00
伏見区役所 健康長寿推進課	TEL 075-611-1162 受付時間 09：00～17：00

## 12 身体的拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷、他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

## 13 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 14 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日： 年 月 日

事業者 住所 東京都港区赤坂一丁目 8 番 1 号 赤坂インターシティ AIR  
事業者(法人)名 StarQ ケア株式会社  
事業所名 スタークケアプランセンター伏見  
事業所番号 2670918701  
代表者名 中村 勝喜

説明者 職名 介護支援専門員

氏名

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(署名・法定)代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_